

平成26年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	四国へんろ道世界遺産推進事業			整理番号	— —
				担当課係	生涯学習課
事業予算費目	款	10	教育費	記入者職・氏名	
	項	5	社会教育費	内線等	
	目	1	社会教育総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	13	四国へんろ道世界遺産推進事業	事業期間	単年度のみ 平成 26 年 ~ 26 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	文化財保護法				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

平成18年に四国4県を巡る「遍路道」の世界遺産登録を目指し4県知事連名で暫定一覧表記載資産候補として提出、平成19年には4県知事と関係58市町村の共同提案として、再提案するも世界遺産暫定一覧表候補の文化遺産としてカテゴリー1aに分類され、国内暫定一覧表への記載は見送られた。しかし、四国4県では「四国八十八箇所霊場と遍路道」の課題とされた史跡としての保護措置に向けた取り組みとして寺院基礎調査を実施した。徳島県では札所寺院の基礎調査と並行し、国の史跡指定に向けた取り組みとして徳島県・阿南市・勝浦町が遍路道の石造物などの文化財調査および測量を実施し、平成22年「阿波遍路道 鶴林寺道・太龍寺道・いわや道」の一部が国史跡として指定された。「四国八十八箇所霊場と遍路道」の保護措置を実施するにあたっての、文化財保護法による史跡指定等に必要の測量図面等の作成及び札所寺院及び遍路道を構成する要素（建物、石造物等）の記録・資料作成業務。古道（恩山寺道・立江寺道）の測量図面等を作成し、国史跡指定に必要な意見具申の資料作成を行う。恩山寺寺域内の調査は徳島県教育委員会が平成24年度に実施しており、寺域外の約1kmを対象とする。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の保護措置を実施するにあたっての、文化財保護法による史跡指定等に必要の測量図面等の作成及び札所寺院及び遍路道を構成する要素（建物、石造物等）の記録・資料作成の委託業務及び小松島市教育委員会による遺跡の内容確認のための発掘調査。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	古道（恩山寺道・立江寺道）の一部の国史跡の指定を目指し、必要な意見具申の資料作成を行う。

■総合計画(後期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(後期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(後期基本計画)上の位置付け		重点目標	<input checked="" type="checkbox"/>	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	5. 「日（いとなみ）が輝く」		
			中項目	①伝統・文化の継承・発展とスポーツの振興		
			小項目	1. 文化財・伝統の継承		
(理由)						
古道（恩山寺道・立江寺道の一部）は石造物等も散見でき、遍路道の景観がよく残る。保護措置を可能とすることで、後世に文化財として継承していく義務があるため。						

■他の自治体の類似する政策との比較検討

小松島市に先行し、徳島県・阿南市・勝浦町が遍路道の石造物などの文化財調査および測量を実施し、平成22年8月5日に「阿波遍路道 鶴林寺道・太龍寺道・いわや道」として古道（遍路道）の景観がよく残る一部区間（約4.5km）が国史跡として指定された。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有・無) ○を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか) 平成22年に「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会が設立された。「受入態勢の整備」部会・「普及啓発」部会・「資産の保護措置」部会・「普遍的価値の証明」部会等が設置され、四国4県の県・市町村・地方支分部局・経済団体・NPO等関係機関も構成員に含まれる。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか) 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の保護。 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の国内暫定一覧表への記載。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか) 文化財登録を契機としたまちづくりの推進
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか) 徳島県下では、阿南市・勝浦町で古道の一部が国の史跡に指定され、四国の他県においても史跡指定が進みはじめており、この流れは今後より加速するものと思われる。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	26年度	27年度	28年度	29年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	2,240	2,240				
		地 方 債	0					
		その他(利用者負担等)	0					
		一 般 財 源	2,241	2,241				
	A 直接事業費(千円)	4,481	4,481	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.02 人	0.02 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費 ①	101	101				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	6.00 人	6.00 人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 費 金 等 ②	695	695				
	B 人件費計(千円)①+②	796	796	0	0	0	0	
A + B	5,277	5,277	0	0	0	0		

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の保護措置を実施できない。
	② 類似事業との整理統合はできないか?	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	小松島市では、これまで史跡指定を目指した事業がない。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input checked="" type="radio"/> ない <input type="radio"/> a ある	理由	古道(恩山寺道・立江寺道)の一部を国史跡の指定とするために、意見具申に必要な最低限の資料作成業務であるため。

◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	

所属長による総合的なコメント

小松島市に先行し、徳島県・阿南市・勝浦町が遍路道の石造物などの文化財調査および測量を実施し、平成22年8月5日に「阿波遍路道 鶴林寺道・太龍寺道・いわや道」として古道(遍路道)の景観がよく残る一部区間(約4.5km)が国史跡として指定されており、本市においても実施すべき事業である。文化庁の補助申請を行っている。